

シリーズ 社会福祉法人の力を地域に

～社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介～

社会福祉法が改正され、すべての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務として規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

「珠洲市社協災害ボランティアセンターへの協力 ～市民の安全を守るために～」 珠洲市社会福祉法人連携連絡会

今こそ地域課題へ

珠洲市社会福祉法人連携連絡会では、令和5年5月珠洲市で震度6強を観測した奥能登地震の被害により開設されていた珠洲市社協災害ボランティアセンターの活動に延べ130名を超える各法人の職員が参加しました。

主に、被災された方々の自宅を訪問し、片付けなどの依頼内容の確認を行う「現地調査」や、住民に情報の漏れが生じないように、ボランティアセンターのチラシを直接お届けする「ポスティング」活動に携わりました。



訪問前に住所や依頼内容を確認し二人一組で活動しました。

各法人職員からの感想

○社会福祉法人すず樺 施設長兼事務長 坂下 祐介 氏

実際に被害の状況を目のあたりにすることで、地震の威力とその迫力、被災された方の前向きな姿勢など報道だけでは分からない部分を体感しました。また、現地調査をする中でボランティアを派遣する前の細かい部分の準備が重要だということを実際に参加することで経験出来ました。

●社会福祉法人弘生福祉会 理学療法士 堤 誠二郎 氏

現地調査では、高齢者独居の方が多く、ひとりではどうしようもできない状況に落胆する姿も見られました。そんな中で訪問することで少しでも安心感が得られたらという思いで参加しました。



住宅地図を活用し、被害の大きかった地域へ入念にポスティングしました。



調査後は、ニーズ管理をしているシステムへ聞き取った情報を確認しながら入力しました。

○社会福祉法人鳥越福祉会 相談支援員 菊谷 恭子 氏

現地調査では社協職員に同行し、住民の方の不安や体験・悲観を一緒に聞きながら、丁寧に対応されており、安心して同行できました。高齢者夫婦や独居の方が多く、定期的な連絡や必要なときに手を差し伸べられる支援体制が今後必要だと感じました。

安心を届けに

応援職員として派遣された社協職員からは、「日頃から関わりのある法人職員が来てくれることで住民が大変安心していた」「珠洲市内の土地勘があり、世帯の状況も把握されているので、大変スムーズに訪問することができた」との声が多く聞かれました。今後も復興にむけた福祉課題への対応に、連絡会へ期待が寄せられています。

【問い合わせ】(社福) 珠洲市社会福祉協議会 TEL 0768-82-7751

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇